

スマートマンション導入促進事業実施要綱

(制定) 平成26年3月31日付25環エ分第39号

(改正) 平成27年5月11日付27環地地第53号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を実現するために、都内の集合住宅にMEMS（マンションのエネルギー管理システム）を設置し、エネルギーの使用の効率化及び電力需要の抑制による無理のない節電を促進するための「スマートマンション導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、集合住宅にMEMSの設置をする者（以下「MEMS設置者」という。）に対して、当該設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、前項の助成を受けたMEMS設置者に対し、次の事項を行うことを求める。
 - (1) 建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%削減すること。
 - (2) 需給ひっ迫時の電力会社からの節電要請に対応すること。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 集合住宅 各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わすことができる複数の住戸が、同一の建物に存在する建物
- 2 MEMS 集合住宅の電力消費量等を計測蓄積し、当該集合住宅や遠隔地での可視化を図り、照明、空調設備等の接続機器を制御し、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム
- 3 エネルギー管理支援サービス MEMSを利用して電力消費量等を把握するとともに、照明、空調等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を支援する役務
- 4 MEMSアグリゲータ エネルギー管理支援サービスを通じて10%以上の電力消費量の削減を目標に事業を行う者として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）の登録を受けた事業者
- 5 MEMS事業者 エネルギー管理支援サービスを通じて10%以上の電力消費量の削減を目標に事業を行う者
- 6 リース契約 第4 1 (3)に規定する助成対象設備の貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該設備の使用料を貸主に支払う契約

- 7 割賦販売契約 第4 1 (3)に規定する助成対象設備の所有者である売主が、当該設備の貸主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備を販売する契約

第4 本事業の具体的な内容

1 MEMS等の設置に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

ア (2)の助成対象事業を実施する集合住宅の全戸の所有者又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築主とする。）

イ アに掲げる者のほか、(3)の助成対象設備を所有するもの（アに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、アに掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、イに掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結しているもの（ア及びイに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の集合住宅（新築のものにあつては、住戸の数が100戸未満のものに限る。）において、(3)の助成対象設備のうち、少なくともMEMSを設置すること。

イ (1)アの助成対象事業者が、同一のMEMSアグリゲータ又はMEMS事業者（以下「MEMSアグリゲータ等」という。）と2年以上のエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結すること。

ウ 以下のいずれかに該当すること。

(ア) S I Iが実施するスマートマンション導入加速化推進事業（以下「国事業」という。）に係る補助金の交付対象として決定されていること。

(イ) 本事業の助成対象として別に定める登録を受けたシステム等を導入すること。

(3) 助成対象設備

助成対象設備は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア MEMSを構成する設備

イ アに掲げるもののほか、エネルギー管理支援サービス関連設備として別に定めるもの

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、（３）の助成対象設備の設置に要する次の経費（（２）ウ（ア）に該当する場合は、国事業に係る補助金において補助対象経費として決定されたものに限る。）とする。

ア 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）

イ 工事費（工事に要する費用をいう。）

（５） 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の２分の１の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の２分の１の額から当該補助金の額を控除した額）とする。

２ 助成対象事業者による報告等

（１） 電力消費量の削減等に係る取組

助成対象事業者は、MEMSアグリゲータ等の行うエネルギー管理支援サービスを活用して次の事項を行うよう努めるものとする。

ア 既築の建物にあつてはMEMS設置前の建物の全体（集合住宅の部分に限る。以下アにおいて同じ。）の電力消費量と比較して、新築の建物にあつてはMEMSを設置しておらず、かつ、面積、施設等が当該建物と同等の建物の全体と比較して、その建物全体の電力消費量の10%を削減すること。

イ 需給ひっ迫時の電力会社からの節電要請に対応し、電力使用を抑制すること。

（２） 事業者の報告

助成対象事業者は、（１）アの実績にあつては都の求めに応じて、（１）イの実績にあつては別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

（３） 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、（１）ア及びイに係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第５ 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第４による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、１の出えん金のほか、公社に対し、第４による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第６ 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、平成26年度から平成30年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、平成26年度から平成30年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成26年3月31日付25環エ分第39号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月11日付27環地地第53号）

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。